

### 第3回山梨県報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 平成22年11月11日(木) 午後1時30分 ~ 午後2時50分
- 2 場 所 県庁本館2階 特別会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委員) 飯窪 さかえ、今井 進、佐野 久子、鈴木 郁子、内藤 悦次、日高 昭夫、  
廣瀬 久信、八巻 佐知子、渡辺 一彦(五十音順)  
(山梨県) 総務部長、総務部次長(人事課長)、総務部企画調整主幹(人事課総括課長補佐)、  
人事課給与担当(2名)
- 4 傍聴者等の数 10人
- 5 会議次第  
(1) 開会  
(2) 審議  
(3) 閉会
- 6 議題  
(1) 行政委員の報酬の在り方について(公開)  
(2) 答申書(案)についての意見交換及び承認(公開)
- 7 議事の概要

#### (会長)

前回の審議終了後、小委員会で作成した答申案について、今日は御審議いただき、引き続いて、継続して審議することとなっております、行政委員の報酬の在り方について、御審議いただく手順を進めたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは早速、お手元にごございます答申案について議題といたします。答申案は、前回11月1日の審議会で御議論をいただいたものを踏まえまして、小委員会で作成いたしました。この中の4枚目には、行政委員の報酬の在り方についての記載が空欄となっております。これも最終的な答申案の中には入ることになりますが、先ほども申し上げましたように、継続審議となっておりますので、これについては後ほど御審議いただきます。ひとまずこれを除いて審議したいと思います。それでは答申案について、朗読をお願いします。

#### (人事課長)

それでは、答申案につきまして、朗読させていただきます。内容を御確認いただきながら、順に追っていただきたいと思います。

#### 【人事課長が答申書(案)朗読を行った。】

#### (会長)

今、朗読いただきましたことにつきまして、これは既にこの審議会で確認していただきました内容に基づきまして、答申案として文書の形で作成したものでございます。何か御意見等ございましたら、いかがでしょうか。

#### (各委員)

異議なし。

(会長)

特にございませんでしょうか。ひとまずは、今読み上げました部分について、これをこの審議会の答申案とすることよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

では、そのように決定いたします。御協力ありがとうございました。それでは、前回、継続審議となっております行政委員の報酬の在り方について、御審議をお願いします。これについては、お手元に「行政委員の報酬の見直しに関する論点メモ」及び「答申私案」を配付しております。これは、小委員会の皆さんにも了解をいただいた上で、論点として前回の御審議の内容等を踏まえながら、どのような答申をしていくのかについて、たたき台をお示しさせていただいたものでございます。まず、論点メモの説明をさせていただきます。

基本的な考え方という所ですが、行政委員の報酬の在り方を巡りまして、前回の審議で県から提出していただいた資料の中にもありましたが、裁判でも現在争われており、その裁判も最終的な確定した考え方が出されておられません。そういう状況を踏まえながら、基本的な考え方として、行政委員の報酬については基本的には当該地方公共団体、本県においては本県の議会が、総合的に判断をするというのがあるべき姿ではないかというスタンスをとって、ここでは書いてあります。御承知のとおり、地方分権改革並びに地域主権改革の検討過程の中で、地方自治法の抜本改革についても現在検討されております。検討されている方向というのは、より一層地方公共団体に対する事務の義務づけを緩和したり、自由化、選択の余地を拡大するという方向で議論がされています。そのような方向を見据えて考えていきますと、今回の非常勤の行政委員の報酬についても、日額にするか、月額にするか、その他の方法をとるかについては、基本的には議会の判断に委ねられるべきではないかということになります。また、地方自治法第203条の2第2項に報酬の規定がございまして、ここでは、勤務日数に応じて支給するということが書かれておりますが、その但し書きにおいて「条例で特別の定めをした場合は、この限りではない」という規定になっております。日額制というのが基本であるのではないかと、という裁判例も出ておりますが、これについては色々な考え方があり、裁判でも必ずしも最終的に決着している訳ではないということです。これは私の解釈ですが、この法第203条の2第1項の中に書いてあります、「前項の職員に対する」の「前項」は、非常勤の職員のことを指しておまして、今回対象となっている行政委員だけでなく、私たちのような審議会の附属機関の委員、専門委員、選挙の投票の立会人など、非常勤の職員一般を指している規定です。そういう意味で、やや異質な要素が非常勤職員の中に含まれていて、執行機関としての行政委員会の委員について、その他の審議会等委員と職責や勤務実態を考慮しながら区別して、必ずしも第2項本文にあるような勤務日数に応じて支給するという原則から離れた但し書きによる特例を定めるということは、当該地方公共団体が選択すべき条例制定権の範囲内にあると考えるのが適当ではないかと考えます。そういう意味では、この問題は、本県が独自に様々な条件を考慮しながら決めていけば良い問題ではないかということです。ただし、そのように考えるとしても、直ちに現行の月額報酬制が合法であるとか、正当であるとかいうことを保障するのではなく、どのように考えていくのかというのは、自治体の中で地方自治の原則に則って、経済情勢、住民の意識、行財政の実情や特別職の報酬等の状況などを踏まえながら、総合的に議会で御判断いただければ良いことではないかということです。そのような意味では、県の中で裁判の動向とは切り離して実態を見て、どこに問題点があり、これをどのように是正するのが最も合理的なのかという視点で、見直していくというのが最も妥当な考え方ではないかという前提に立っています。

次に、見直しの必要性を促す報酬等の実情を御覧ください。ここでは、本県の行政委員の報酬の実態や体系的な見直しが長年にわたって行われていないことから、現状とそぐわない面も沢山出てきていて、その程度が限度を超えているのではないかと考えています。

1つ目が、現行の報酬額の合理的根拠が、かなり揺らいできているのではないかとということです。例えば、前回の資料の中にありましたが、教育委員会の委員長や識見監査委員の報酬が月額で222,000円、人事委員会委員長、公安委員会委員長、労働委員会会長が210,000円、選挙管理委員会委員長が177,000円と差がついておりますが、どのような根拠があつてこの報酬の差があるのかということもそうですし、報酬の1日当たり単価を見ても、最大で労働委員会使用者委員の109,286円ということで、国の非常勤委員の報酬限度額である35,200円と比較しても、かなりアンバランスになってきています。こうしたことが県民の理解を得られるかということでございます。

2つ目は、勤務日数で見た場合の勤務実態について、同じ行政委員の間でも相当に大きな差が生じているという現状が前回報告されました。例えば、平成19年度から21年度までの3ヵ年の月平均勤務日数を比較しますと、教育委員会委員長の最大9.3日、これに対して労働委員会使用者委員の1.4日ということで、この間に6.6倍の開きがあります。委員長同士の比較に限定しても、教育委員会委員長と労働委員会会長の間には、4.2倍の開きがあるということで、勤務実態を勤務日数だけで把握することが100%できないとしても、勤務日数に大きな開きがあるということについてどのような説明ができるかという問題がございます。

3つ目に、月額報酬制を採用してきたために、勤務実態の格差が広がってきますと、報酬のウエイトに行政委員の間で無視できない大きな格差が生じてきます。この報酬の位置づけを巡って、裁判でも争われた訳ですが、ある裁判の中での考え方として、報酬というのは勤務に対する反対給付であるということ、その中には生活給が含まれないということについては合意が成り立っている訳です。その報酬のウエイトに大きな格差があるという現状をどのように説明するのか、という問題があります。例えば、1日当たりの単価で、労働委員会使用者委員の最大109,286円に対して、公安委員会委員の最小23,289円ということで、この間に4.69倍の開きが見られます。この報酬単価をどのように説明したら良いのかという問題が出てきます。

従いまして、長年にわたって見直しをされなかった間に、大きな社会情勢や活動内容の変化が生まれて、そうした問題点や歪みが更に拡大してきているという現状をきちんと捉える必要があるのではないかとということです。そこで、どのような方向に行政委員の報酬を見直していけば良いのだろうかということになります。

行政委員の報酬見直しの方向性を御覧ください。本県の行政委員の報酬の実情にみられる問題点や歪みを解決するためには、どのような考え方を取る必要があるか検討を行っております。これに合わせて、非常勤職員は審議会委員等も含めて多種多様ですが、その中で執行機関の一員である行政委員の特性も配慮に入れた考え方を採って行く必要があります。そういったことも踏まえながら、以下4点にわたって、見直しの方向性について案を考えてみました。

1つ目が、行政委員会の委員間の職責や勤務密度について、前回は議論になりましたが、軽重を判断するのは極めて難しく困難であるということです。公安委員と労働委員の職責や勤務密度がどれくらい違うかを経常的に量ることは実際には極めて困難であるということで、見直しとしては原則として同一額の報酬制度とすることが最も分かり易いのではないのでしょうか。これは、勤務日数や報酬単価に見られる行政委員間の格差について、先ほど御説明したように、教育委員会委員長に比べて労働委員会会長の格差は勤務日数でみると4.2倍の格差がありますが、その格差を合理的に説明できるような根拠を証明することは極めて困難ではないだろうかということです。異なる委員間の職責や勤務密度の軽重を比較衡量するのは極めて難しいので、すべての行政委員の報酬は原則として同一額に適用するというのが最も合理的な考え方ではないかということです。ただし、同一の委員会の中において、委員長又は会長と委員の間に職責や勤務日数の違いは当然にあるので、

それについては配慮すべきものと考えます。繰り返しますと、委員の報酬額は同一の報酬額とするのが最も合理的ではないか、うまく説明がつくのではないかということです。

2つ目に、行政委員の職責や勤務等の特殊性をどのように配慮するかということです。前回、これを巡って色々な意見を出していただきました。やはり、執行機関の一翼を担う行政委員の担う事務や勤務内容は、非常勤とはいえ、一般の審議会等の委員とは異なる職責や制限が課せられています。具体的には、行政処分や調停という形で、直接に住民の利害や権利を制約するという重大な責務を負っています。そのために、裁判の一つの争点になりましたが、勤務日以外の自己研鑽、事務局との綿密な連絡、周到な事前準備等の勤務日数だけでは換算できない勤務実態があるということについて、ある程度考慮に入れる必要があるのではないかということです。従いまして、そういうものを報酬の中に、例えば非勤務日加算額等のような工夫を加えることにより、特殊性を反映させた報酬制度にしていくことが、一つの考え方ではないでしょうか。

3つ目に、現行の月額報酬制の問題点や歪みを是正していくためには、最も合理的な方法は月額報酬制に変更することではないかということです。現行の月額制の問題点や歪みは先ほど申したとおりですが、勤務日数をベースにして同一額の月額報酬制に変更することにより、様々な問題点や歪みを解消できる可能性が高いということです。そういう意味で、月額制にすることが最も合理的であると考えます。その際、月額金額の水準は、様々な考え方があるかと思いますが、既に月額制を導入している他県は大体3万円くらいの額になっています。これは、行政委員の中で唯一常勤である代表監査委員の報酬月額を割って、1日当たり単価を出していけば、月額の算定の根拠としては妥当な考え方と考えられると思います。先ほど指摘したような理由から、月額制にする場合にも役職加算という要素を加味する必要があり、非勤務日加算を加味していくことが妥当だと思います。従って、月額制に加算をしたものをベースに考えた制度にしていくことが妥当ではないかということです。

4つ目に、どのような行政委員会にこのルールを適用していくかということです。これについては、特定の行政委員会だけに適用すべきという合理的根拠がない限り、すべての行政委員会に同一ルールを適用するのが最も合理的ではないでしょうか。行政委員の報酬制度の透明性を一層高め、県民にとって非常に分かり易いシンプルかつ簡素で一貫性のある仕組みにするという意味では、例外を求めず、すべての行政委員会に適用することが重要ではないでしょうか。そこで、原則としてすべての行政委員に適用すべきではないかということです。

最後に留意事項と言いますか、こういった考え方を進めていった時に、どのように運用していく必要があるかということについて付記しました。行政委員の報酬制度の決定に際しては、既に知事、副知事、代表監査委員等についての減額措置がありますので、そのバランスで県民に納得のいく内容にする必要があります。それから、月額制を採用することによって不必要な会議開催日が増えることのないように、行政委員の業務内容をより一層効率的で合理的な内容にするよう不断の見直しをしていく必要があるということについて留意事項として記しておきました。このような内容を、論点メモという形でお示しさせていただきました。これを具体的な答申に移すとすれば、どのような形になるかということについては、答申私案をお手元に御用意させていただきました。これについては、事務局から読んでいただいて、その上で御審議いただきたいと思っております。

#### 【人事課長が答申私案の読み上げを行った。】

(会長)

今御説明をいただいたことを含めまして、行政委員の報酬の在り方について御審議いただき、できれば答申の中に反映をしていきたいと思っております。御意見や御指摘などございますでしょうか。

(委員)

代表監査委員について、先ほどの説明で今一つ理解が不十分でしたので、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。それから、地方自治法で行政委員会の設置が義務づけられておりますが、山梨県では既に日額制になっている収用委員会と内水面漁場管理委員会の会長や委員の報酬についても、今の考え方で合理的に説明ができるというように理解して良いでしょうか。

(人事課長)

代表監査委員については、地方自治法の規定によりまして、各県に置かれることとされておりますが、その中で識見委員の中の1名を常勤監査委員にできるという規定がございます、その1名を代表監査委員と呼んでおります。勤務形態は常勤でございます、一般の職員と同じように勤務しております。給料額につきましては、答申文の中に入れていただいておりますとおり、月額61万円とお決めいただいております。

(総務部長)

勤務日数という話がありましたが、土日は勤務日数に入りません。勤務日数により月額の1日当たりで算定する場合には、勤務日数を21日としております。他県でも行政委員の日額化をする場合、日額の目安がなかなか無いものですから、常勤の代表監査委員の勤務日数1日当たりの給料単価を一つの基準に定めているところが多いところです。本県の場合ですと、61万円を21日で割ると、約29,000円になります。

(会長)

監査委員というのは、合議制になっている他の行政委員会と違い合議制にはなっておらず、4人の監査委員がいて常勤監査委員が代表しているという仕組みになっております。そのため、他の行政委員会とは仕組みが異なっており、委員長や会長を設置することにはなっておりません。

(総務部長)

先ほど、収用委員等の話がありましたが、本県においては歴史的経緯の中で、1万円程度の日額報酬制としております。全国的に日額制にした県と比べても、収用委員等の1日当たり単価が1万円というところはほとんどありません。他の委員と同じにしております。ただし、他の県は全て月額制であったものを日額制に直したという経緯の中で日額制としておりますが、本県は従来から日額制で現在の額にしておりますので、今回我々も色々と資料等を出させていただく中で、このところについては敢えて見直しの対象と考えていただかなくても結構ですという前提で、御意見を賜ればと思っております。

(委員)

今まで私どもが行政委員の報酬の見直しについて議論し合ってきた中で、会長が出されたメモはこれまでのことも加えてまとめていただいております、良く理解できます。それを基本にしながら答申私案を出されておりますが、報酬の要素の中に非勤務日加算額というような要素も加えながらも、県民誰にでも分かり易いシンプルな制度にすることが必要だということが書かれております。原則として同一の報酬額を適用することが基本としながら、県民に納得されるものを作り、最後には議会が総合的に判断すべきだという理解で良いでしょうか。

(会長)

結構です。

(委員)

今回、県民の声も聞いてみて、初めてこういう制度があって、それに対する報酬の在り方を理解できて良かったと言われました。また、最も分かり易い方法で審議しながら、良い方向を求めている

って欲しいとも要望されておりますので、私としてはこの答申私案に承認ができます。

**(委員)**

住民の権利や訴訟等を通じて非常に難しいやり取りをしている収用委員会が、行政委員会の中にございます。収用委員というのは、御記憶のある方もいるかと思いますが、以前の千葉県であった成田闘争の時、収用委員が決定したことに対して、当時の反対する人たちが収用委員の自宅に火をつけたことがあり、千葉県の収用委員全員が辞表を出したことがありました。

例えば最近、本県では大月バイパスで、開通してから10年も経っているのに、地権者のお一人から御納得いただけない用地買収が残っております。そのため、道路がひどく曲がっておりますことから、最終的には収用委員会の決断で、道路を真っ直ぐ通すために土地を収用することが決まりました。確かにその地権者の御意見を聞きますと、思想的には気の毒であるとも思いました。収用委員会は、法律や一般市民との対立するような場面に遭遇して、難しい判断をしなければなりません。弁護士である委員長はお忙しい中会議に出席して、このように非常に難しい案件があっても、1日1万円から1万5千円位の報酬で働いておられます。一方で何故、同じ行政委員会である労働委員会では、1日会議に出席すれば報酬が約10万円というようなことになってしまうのでしょうか。確かに労働委員会も労働者の権利を守る委員会で、大変重要な委員会であることは十分理解しております。この審議会で、このような発言をしても良いのかとも思っておりますが、総務部長が先ほど収用委員等の日額が低いことは分かっているが、収用委員会・内水面漁場管理委員会の委員の報酬については、審議の対象にしなくても良いとおっしゃっていましたが、本当に取り上げなくても良いのかなと思いました。

**(会長)**

現行で日額制になっている収用委員会や内水面漁場管理委員会を初めから除外して考えると私は想定していませんでした。ですから、それも含めて議論していただくことは当然だと思います。

**(総務部長)**

もともと行政委員会の報酬の在り方については、月額報酬制のものを日額報酬制にすることについて、主として御意見をいただこうという趣旨でおりました。今のお話について、意見を出していただかなくて良いということでは勿論ございません。主に我々として、御議論をお願いしたかったのは月額制のものについての日額制ですので、そこを取り上げていただくかどうかは、審議会の任意でございます。

**(会長)**

会議が月例で行われているのとは違って、案件が発生した都度会議が開催される行政委員会については、その業務も大変になろうとは思いますが。そのため、年に何回開催するという特殊性があって、月額制のものとは違う報酬制度になっているのだらうと思えます。今回提案した基本的考え方でいきますと、結局回数で反映されますので、私としては特に区別して議論することは考えておりません。

**(委員)**

会長の作成された答申私案や論点メモを見ますと、とても簡潔に分かり易くまとめられていて、現状を日額制にするのが良いのではないかと考えております。それには、非勤務日加算額や役職加算額も加味した上で、全ての行政委員会に同一のルールを適用することに賛成です。

**(委員)**

先ほど、総務部長から一つの目安にという数字が出てきましたが、単価は最終的にどこが起案して、どのように理屈付けをしていくのですか。

(総務部長)

基本的な考え方を答申・意見で審議会からいただきましたら、県当局として、全国の状況も踏まえた上で単価の案を条例案として提案し、県議会での御審議に供していくということで決定していきたいと思っております。ただ、ここで前提としていただいております色々な状況や数字は、その時の状況で変わるものですから、必ずしも固定的なものではありません。考え方についてお示しいただければ、今後の状況変化があっても柔軟に対応ができますので、ありがたいと思っております。

(委員)

前回の審議会の資料で、行政委員会の職務内容と勤務実態等という表がありますが、委員長と委員の勤務日数が倍くらい違います。委員会は委員が必ず出ると思うのですが、極端に違うのは、委員長が県議会等に出るからでしょうか。

(人事課長)

そのとおりです。

(委員)

行政委員会ごとに、随分と違うところがあります。公安委員会では、委員長も委員もほとんど同じですが。

(総務部長)

県議会の定例会以外に仕事がなければ、委員長として出ていただくか委員として出ていただくかという違いだけで、日数としては変わってこないと思います。教育委員長は議会に出席したり、色々な行事に出席したりと、特別な仕事が別にありますので、日数は委員とはかなり違ってきていると思います。定例会以外の出席が基本的に予定されていない方については、委員長と委員とで勤務日数に差は出てきません。

(委員)

先ほど、代表監査委員の日額にしたものを参考にするというお話しでしたが、それは委員の日額として参考として、委員長はそれに増額するという主旨と理解しましたが、それでよろしいのでしょうか。

(会長)

そのようなイメージです。基本的に、委員長、委員の全てが同じ日額であって、それに役職加算みたいなものがプラスされるというものをイメージしております。

(委員)

委員ごとの軽重を判断することは極めて困難ということもありますが、一つ一つの委員会に対して答申を出していくということは、県民の皆さんに分かり易いという方向から逸脱してしまうと思います。各委員会を一つの考え方の中に入れて、県民の皆さんにも分かり易く統一した見解を出すということは、今回の審議会の日高会長の答申案の特徴だと思いますので、これは開かれた審議会という形で結構ではないかと思っております。いくつもある審議会のことですから、県民の皆さんに分かり易く総体的にお示しする必要があると思っておりますので、この答申私案は結構な私案だと思っております。

(委員)

同一の報酬額ということが原則だと思いますが、職責や職務内容は委員会ごとに格差があります。それに対して、日高会長の論点メモにあるような非勤務日加算や役職加算のようなものが考慮され

た上で日額制に改定されていくということが、答申の中にも具体的に記載されていると、皆さんにも分かり易いし、検討するに当たっても、そういうものを加味して議会の中でも考慮して欲しいということが言えるのではないかと思います。答申の中に入れても入れなくても、これを参考にしていただければ良いと思っておりますが、非勤務日加算額や役職加算額がどのように具体性をもって日額報酬の中に加算されていくかということが、職務によって違って出てくることが出てくると思います。それも加えられるような方向性が必要ではないでしょうか。

**(委員)**

答申案の中に数字を入れていくとなると、答申私案の後段の部分がおかしくなってしまいます。その辺は、我々の審議会の一つの意見として出していきます。先ほど総務部長が言われるように、知事が受けた答申を県が検討して、議会に出していく形になりますので、その時には数字が入ってくるだろうと思っておりますので、答申案としてはこういう形で出す方が良いと思っております。

**(会長)**

具体的な金額となると、色々な考え方があるでしょうし、月額報酬制度をとっているということと、各行政委員会にばらつきがあるということが、基本的に解消されるように日額制を原則にするということです。その上で、名称は十分に吟味しないといけないと思っておりますが、行政委員としての特殊性を考慮した加算と、同時に委員長と委員の間を考えていくべきではないかと考えております。答申私案の方向で良いということであれば、具体的な分かり易い文言等は調整いたします。

ひとつおとり御意見や御発言をいただきましたが、答申私案に基づいた方向でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

**(各委員)**

異議なし。

**(会長)**

それでは、これを基にして文言はもう少し吟味した上で答申とさせていただきます。その点については、会長一任とさせていただくということによろしいでしょうか。

**(各委員)**

異議なし。

**(会長)**

では、答申私案を基にして、表現についてはもう一度チェックした上で、最終的な答申とさせていただきます。何か他に御発言等がございますか。無いようでしたら、審議は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上